

2010年10月1日 全2頁

投信、「元本確保型」の名称使用を自主規制へ

資本市場調査部 制度調査課
是枝 俊悟

金融庁のデリバティブ取引等規制に対する自主規制機関の対応

[要約]

- 2010年9月13日に金融庁は「デリバティブ取引に対する不招請勧誘等のあり方」を公表し、デリバティブ取引（法人投資家との取引、取引所取引を含む）や店頭デリバティブ取引に類するに類する仕組債・投資信託の販売勧誘ルールについて、自主規制機関等に自主規制ルールの策定を求めた。
- これに対応して、9月15日に、日本証券業協会、投資信託協会、金融先物取引業協会等の自主規制機関が今後検討する措置について公表した。
- 投資信託協会は、店頭デリバティブ取引に類する複雑性を有する投資信託について、「元本確保型」等、元本や利回りの保証や基準価額の変動リスクが低いかの誤解を与えるおそれのある名称を用いないよう自主規制することを検討している。これが実施されれば、今後、投資信託に「元本確保型」という名称は実質的に使われなくなるものと考えられる。

「デリバティブ取引に対する不招請勧誘等のあり方」の公表

- 2010年9月13日、金融庁は「デリバティブ取引に対する不招請勧誘等のあり方」を公表し、デリバティブ取引に対する規制見直しの方針を示した。
- 金融庁は、個人投資家への店頭デリバティブ取引に対して法令にて不招請勧誘を禁止する方針を示した。また、その他のデリバティブ取引（法人投資家との取引、取引所取引）についても販売勧誘ルールについて、日証協等の自主規制機関等に自主規制ルールの策定を求めるとした。
- 金融庁は、店頭デリバティブ取引に類する複雑性を有する仕組債・投資信託についても、日証協等の自主規制機関等に自主規制ルールの策定を求めるとした。
（「デリバティブ取引に対する不招請勧誘等のあり方」の詳細については、9月17日発表の拙稿「金融庁、デリバティブの勧誘規制を強化」を参照）
- これに対応して、日本証券業協会、投資信託協会、金融先物取引業協会等の自主規制機関が、今後検討する措置について公表した。

日本証券業協会の対応

○日本証券業協会は、9月15日に「自主規制におけるデリバティブ取引等規制の対応について」を公表し、デリバティブ取引等について、以下の事項について速やかに自主規制での対応を検討するとした¹。

1. 勧誘における適合性原則の徹底
2. 説明責任の徹底等
3. 投資家への注意喚起文書の交付
4. 広告等における商品名称等の記載の制限

投資信託協会の対応

○投資信託協会は、9月15日に「店頭デリバティブ取引に類する複雑性を有する投資信託について」を公表し、店頭デリバティブ取引に類する複雑性を有する投資信託について、以下の事項について自主規制での対応を検討するとした²。

1. 目論見書等による開示の強化・徹底
 - (1) 目論見書・販売用資料等による開示の徹底
 - (2) 運用報告書による開示及び適時開示の徹底
 - (3) 販売会社への商品説明の強化
2. 名称の制限
3. 組成及び運営のあり方

○1. (1)については、目論見書・販売用資料等において、表紙等に「一定の条件に達した場合には元本を大きく毀損するリスクがある等リスクについて投資者に注意を促す文言」を12ポイント以上で記載し、枠で囲む等の表示を求めることを検討している。

○2. については、「店頭デリバティブ取引に類する複雑性を有する投資信託」について、名称（愛称を含む）には、元本や基準価額等の変動リスクが低いかの誤解を与えるおそれのある名称（「元本確保型」等）は「用いない」との対応を検討している。

○この投資信託協会の対応方針がとられれば、今後、投資信託に「元本確保型」という名称は実質的に使われなくなるものと考えられる。

金融先物取引業協会の対応

○金融先物取引業協会は、9月15日に「自主規制におけるデリバティブ取引規制の対応について」を公表し、「金融先物取引に対する顧客からの一層の信頼の確保を図るため、顧客への説明の充実、投資実態に応じた投資者への注意喚起文書の交付などの具体的な施策を含め、引き続き、積極的な自主規制活動を展開する」とした³。

¹ <http://www.jsda.or.jp/html/oshirase/10091501.pdf>

² <http://www.toushin.or.jp/topics/2010/4613/>

³ http://www.ffaj.or.jp/userfiles/file/pdf/ffaj-press_release100915.pdf